

「中華人民共和国会社法」の適用の若干の問題に関する規定（三）及び（四）

楊 林凱

I. 「中華人民共和国会社法」の適用の若干の問題に関する規定（三） 法釈〔2011〕3号

（2010年12月6日に最高人民法院審判委員会第1504回会議において採択され、2014年2月17日に最高人民法院審判委員会第1607回会議にて「中華人民共和国会社法の適用の若干問題に関する規定の改正に関する決定」に基づいて改正された。）

中華人民共和国会社法を正確に適用するために、裁判実務に合わせて、人民法院の審理する会社の設立、出資、株主権の確認等の紛争に関する事件に関わる法の適用問題について次のとおり定める。

第一条 会社を設立するために定款に署名し、出資又は株式を引受けて会社設立の職責を履行する者は会社の発起人として認定されなければならない。これには、有限会社の設立時の出資者も含まれる。

第二条 発起人が会社設立のために自己の名義で対外的に契約を締結し、契約の相

手方が当該発起人に契約上の責任を求めたときに、人民法院はこれを支持しなければならない。

2 会社の成立後に、前項に定める契約が認められ、又はすでに契約上の権利を有し若しくはその義務を履行した場合に、契約の相手方が会社に契約上の責任を求めたときに、人民法院はこれを支持しなければならない。

第三条 発起人が設立中の会社の名義で対外的に契約を締結し、会社の成立後に契約の相手方が会社に契約上の責任を求めたときに、人民法院はこれを支持しなければならない。

2 会社の成立後に、発起人が設立中の会社の名義で自己利益を図って第三者と契約を締結したことを証明する証拠があり、会社はこれを理由に契約上の責任を負わないと主張した場合において、人民法院はこれを支持しなければならない。但し、相手方が善意である場合を除く。

第四条 会社は何らかの原因で成立できず、債権者はすべての発起人又は一部の発起人に対して会社設立行為によって発生した費用及び債務について連帯責任を負うよう請求したときに、人民法院はこれを支持しなければならない。

2 一部の発起人は前項の規定に従って責任を負った後に、他の発起人に責任の分担を請求した場合において、人民法院はその他の発起人に対して、あらかじめ約した責任分担割合に応じて責任を負うよう命ずることができる。約した責任分担割合がない場合、あらかじめ約した出資割合に応じて責任を分担する。出資割合に関する取決めがない場合、均等に責任を分担する。

3 一部の発起人の過失により会社が成立に至らなかった場合、他の発起人が当該発起人に対して設立行為に生じた費用及び債務を負担するよう主張したときに、人民法院は過失の状況により、過失がある当事者の責任範囲を認定しなければならない。

第五条 発起人が会社設立の職責を履行して他人に損害を与え、会社の成立後に被害者が会社に不法行為による損害賠償を請求したときに、人民法院はこれを支持しなければならない。会社が成立に至らなかった場合は、被害者が発起人全員に対して連帯賠償を請求したときに、人民法院はこれを支持しなければならない。

「中華人民共和国会社法」の適用の若干の問題に関する規定（三）及び（四）

2 会社又は過失のない発起人は賠償責任を負った後に、過失のあった発起人に求償することができる。

第六条 株式会社の株式引受人が期限通りに引受けた金額を払込まなかった際に、会社発起人が払込みの催促を行った後に、合理的な期間においても払い込まず、会社の発起人が当該株式について別途募集を行った場合において、人民法院は当該募集行為の有効性を認めなければならない。株式引受人が払込を滞納して会社に損失をもたらしてことについて、会社が当該引受人に損害賠償を請求したときに、人民法院はこれを支持しなければならない。

第七条 出資者が処分権のない財産をもって出資し、当事者の間に出資行為の効力について紛争が生じた場合において、人民法院は物権法第一百六条により認定することができる。

2 汚職、賄賂、横領、流用等の違法犯罪によって得た金銭で出資して持分を取得し、その違法犯罪行為を追究し又は処罰する際に、競売又は換金売りなどの方法で持分を処分しなければならない。

第八条 出資者が割り当てられた土地所有権で出資し、又は権利負担を設定された土地所有権で出資を行い、会社、その他の株主又は会社に対する債権を有する者は、出資者の出資義務の不履行を主張したときに、人民法院は当事者に対して合理的な期間において土地変更手続き又は権利負担の解除手続きを行うように命じなければならない。期限を超えて手続きを行わないか又は解除しないことについて、人民法院は出資者が法により一部出資義務を履行していないことと認定しなければならない。

第九条 出資者が金銭以外の財産で出資し、法により鑑定評価を行わず、会社、他の株主又は会社債権者から出資者が出資の義務を履行していないことに関する確認請求があったときに、人民法院は適法な資格を有する鑑定機構に当該財産の鑑定評価を依頼しなければならない。鑑定評価の金額は会社定款に定める金額を著しく下回った場合、人民法院は、出資者が法によりすべての出資義務を履行していないと

認定しなければならない。

第十条 出資者が建物、土地使用权又は権利登記の必要な知的財産権等の財産で出資し、すでに会社に引き渡しているが権利変更手続きを行っていない場合、会社、その他の株主又は会社債権者から出資者が出資の義務を履行していない確認の主張があったときに、人民法院は当事者に対して指定される合理的な期間において権利変更手続きを行うように命じなければならない。上の期間内に権利変更手続きを行った場合、人民法院はすでに出資義務を履行したと認定しなければならない。会社に財産を引き渡した場合において相応する株主の権利の有することが主張されたときに、人民法院はこれを支持しなければならない。

2 出資者が前項に定める財産で出資し、すでに権利変更手続きを行ったが、会社に引き渡していないことについて、会社又はその他株主が当該出資者による引渡しを求め、かつ、実際に引き渡す前には相応する株主権利を有しないと主張されたときに、人民法院はこれを支持しなければならない。

第十一条 出資者が他の会社の持分をもって出資し、次に掲げる条件を満たした場合において、人民法院は出資者がすでに出資義務を履行したと認定しなければならない。

(一) 出資した株式は、出資者が法律により所有し、かつ、法律により譲渡することができる場合

(二) 出資した株式には、権利上瑕疵がないか又は権利負担の設定がない場合

(三) 出資者がすでに株式譲渡の法定手続きを行った場合

(四) 出資した持分について、すでに法律により鑑定評価が行われた場合

2 株式による出資は前項の(一)、(二)、(三)号の規定に適合せず、会社、他の株主又は会社の債権者が出資者の出資義務の未履行を請求したときに、人民法院は指定される合理的な期間において是正措置を講じるように命じなければならない。期限を超えて是正していない場合において、人民法院は出資者が法律により完全に出資義務を履行していないと認定しなければならない。

3 持分の出資が本条第一項(四)号の規定に適合しない場合、会社、他の株主又は会社の債権者が出資者の出資義務未履行を確認請求したときに、人民法院は本規定

「中華人民共和國会社法」の適用の若干の問題に関する規定（三）及び（四）

の第九条により処理しなければならない。

第十二条 会社の成立後に、会社、株主又は債権者は、関係する株主の行為が次のいずれかに該当し、会社の權益に損害を与えたことを理由に、当該株主に対して出資の払戻請求を行ったときに、人民法院はこれを支持しなければならない。

- （一）虚偽の財務会計諸表を作成し、利益を水増して配当を行う場合
- （二）債権・債務関係を偽造して出資金を払い出した場合
- （三）関連取引によって出資金を払い出した場合
- （四）法定の手続きを経ずに出資を払い出したその他の行為

第十三条 株主が出資義務を履行していないか又は一部しか履行していなく、会社又はその他の株主が当該株主に対して出資義務の完全履行を請求したときに、人民法院はこれを支持しなければならない。

2 出資義務の未履行又は一部しか履行していない株主に対して、出資未履行の元本・利息の範囲内で弁済されていない会社の債務について、会社の債権者は補充的な賠償責任を求めたときに、人民法院はこれを支持しなければならない。出資義務の未履行又は一部しか履行していない株主は上の責任を負った場合に、債権者が同様な請求をしたときに、人民法院はこれを支持しない。

3 株主が会社の設立時に、出資義務の未履行又は一部しか履行していない場合に、本条第一項又は第二項により訴訟を提起した原告が会社の発起人及び被告株主に連帯して賠償責任を求めたときに、人民法院はこれを支持しなければならない。会社の発起人が責任を負った後に、他の被告株主に対して求償することができる。

4 株主が会社の増資の際、出資義務の未履行又は一部しか履行していない場合、本条の第一項又は第二項により訴訟を提起し原告は、会社法第一百四十七条第一項に定める義務を怠って全額出資の払込ができなかったときに、取締役、上級経営管理職に相応する責任を請求したときに、人民法院はこれを支持しなければならない。取締役、上級経営管理職は責任を負った後に、被告株主に求償することができる。

第十四条 株主による出資金の払戻について、会社又は他の株主がその株主に会社への元本及び利息の返済を請求し、出資金の払戻しに協力した他の株主、取締役、

上級経営管理職又は実際の支配者に連帯責任を請求したときに、人民法院はこれを支持しなければならない。

2 会社の債権者が出資金の払戻しを受けた株主にその払戻しを受けた出資の元本及び利息の範囲内で会社の弁済不能な債務について補充的賠償責任を負うよう請求でき、払戻しに協力した他の株主、取締役、上級経営管理職又は実際の支配者がそれについて連帯責任を負うときに、人民法院はこれを支持しなければならない。出資金を払戻した株主はすでに上の責任を負った場合に、他の債権者から同様な請求がされたときに、人民法院はこれを支持しないものとする。

第十五条 出資者は法定の条件を満たした金銭以外の財産で出資した後、市場の変化又はその他の客観的事由により財産価値が下がった場合、会社、他の株主又は会社の債権者がその出資者に出資の補填責任を負うよう求めたときに、人民法院はこれを支持しないものとする。但し、当事者間に別段の定めがある場合はこれを除く。

第十六条 出資義務の未履行もしくは一部しか履行していない又は出資金の払戻しをした株主に対して、会社が定款又は株主総会決議によりその利益分配請求権、新株優先引受権、残余財産分配請求権などの株主権利について合理的制限を設け、当該株主が当該制限が無効であることを請求したときに、人民法院はこれを支持しないものとする。

第十七条 出資義務を履行していない又はすべての出資金を払い出した有限会社の株主に対して、会社が払込又は返済を催告しても、合理的な期間内において払い込まず又は返済をしない場合に、会社が株主総会の決議で当該株主の株主資格を取消したことにについて、当該株主がその取消行為の無効を求めたときに、人民法院はこれを支持しないものとする。

2 前項に定める状況の下で、人民法院は判決を行う際に、会社は遅滞なく法定の減資手続き又は他の株主或いは第三者に相当の出資の払込みをする必要があることを述べなければならない。法定減資の手続き又は他の株主或いは第三者による出資が行われる前に、会社の債権者は本規定第十三条又は第十四条により関係当事者に相応の責任を負うよう請求したときに、人民法院はこれを支持しなければならない。

第十八条 有限会社の株主が出資の未履行又は一部しか履行していないがその持分を譲渡し、譲受人がそれを知り又は知るべきである場合、会社がその株主に出資義務の履行、譲受人に対して連帯責任を負うよう請求したときに、人民法院はこれを支持しなければならない。会社の債権者が本規定第十三条第二項の規定により株主に対して訴訟を提起し、同時に前述した譲受人に連帯責任を負うことを請求したときに、人民法院はこれを支持しなければならない。

2 譲受人が前項の規定により責任を負った後に、出資義務未履行又は一部しか履行していない株主に対して求償するときに、人民法院はこれを支持しなければならない。但し、当事者間で別段の定めがある場合はこれを除く。

第十九条 会社の株主が出資義務の未履行、一部しか履行していない又は出資金の払出を行った後、会社又は他の株主から当該株主に対して出資義務の完全履行又は出資の返還を請求したときに、被告株主が訴訟時効を理由に抗弁する場合において、人民法院はこれを支持しないものとする。

2 会社の債権者の債権は訴訟時効の期間が過ぎていなく、本規定第十三条第二項、第十四条第二項の規定により出資義務の未履行もしくは一部しか履行していない者又は出資金の払戻しを行った株主に損害賠償の請求をした場合、被告株主が出資義務又は出資金返還義務の訴訟時効の期間が過ぎたことを理由に抗弁するときは、人民法院はこれを支持しない。

第二十条 出資義務を履行したか否かについて当事者間に紛争が生じた場合、原告がその株主の出資義務の履行について疑う合理的証拠を提供したときは、被告株主はその出資義務の履行について立証責任を負うものとする。

第二十一条 当事者が人民法院に株主の資格の確認を請求する際に、会社を被告とし、その事件で争っている株式と利害関係を有する者を第三者として訴訟参加させなければならない。

第二十二条 株式の帰属について当事者間に争いが生じた場合、一方の当事者が人民法院に株式保有の確認を申し入れた場合、次に掲げる事実のいずれかを証明しな

ければならない。

(一) 法律によりすでに会社に出資し又は出資を引受けたこと、かつ、法令の強行規定に違反していないこと

(二) 既に会社の株式を譲受け又は他の方法で受け継いだこと、かつ、法令の強行規定に違反していないこと

第二十三条 当事者が法律により出資義務を履行し、又は法律により相続して株式を取得した後に、会社が会社法第三十一条、第三十二条の規定に従って出資証明書を交付し、株主名簿に書き換え、かつ、会社登記機関にて登記を行っていないことについて、当事者が会社に前述の義務の履行を請求したときに、人民法院はこれを支持しなければならない。

第二十四条 有限会社の実質的な出資者と名義上の出資者との間で、実質的な出資者が出資して投資収益を有し、名義上の出資者は名義株主とする内容の契約が締結されている場合において、契約の効力について実質的な出資者と名義上の株主との間に争いが生じたときに、契約法第五十二条に定める事由がなければ、人民法院は当該契約が有効であると認定しなければならない。

2 株式の帰属について前項の規定にある実質的な出資者と名義上の株主の間に争いが生じた場合、実質的な出資者がすでに出資義務を履行したことを理由に名義上の株主に権利を主張したときに、人民法院はこれを支持するものとする。名義上の株主は会社の株主名簿記載、会社登記機関の登記を理由に実質的な出資者の権利を否認したときに、人民法院はこれを支持しないものとする。

3 実質的な出資者が会社の他の株主の過半数の同意を経ずに、会社に対して、株主の変更、出資証明書の交付、株主名簿の書換、定款の記載、登記機関での登記を請求したときに、人民法院はこれを支持しないものとする。

第二十五条 名義上の株主がその名義の下にある株式の譲渡、質入れ又は他の方式で処分したことについて、実質的な出資者が処分された株式について実質上の権利を有することを理由に、株式の処分行為の無効の確認を請求したときに、人民法院は物権法第百六条の規定に従ってより処理する。

「中華人民共和國公司法」の適用の若干の問題に関する規定（三）及び（四）

2 名義上の株主による株式の処分は実質的な出資者に損失をもたらした場合、実質的な出資者が名義上の株主に損害賠償を請求したときに、人民法院はこれを支持するものとする。

第二十六条 会社の債権者は、会社の登記機関に登録された株主が出資義務を履行していないことを理由に、弁済できていない会社の債務について、出資を履行していない元利の範囲内で補充的賠償責任を負うことを請求した場合、当該株主が名義上の株主にすぎず実質的な出資者ではないことを理由に抗弁するときは、人民法院はこれを支持しない。

2 名義上の株主が前項の規定により賠償の責任を負った後に、実質的な出資者に求償したときに、人民法院はこれを支持するものとする。

第二十七条 株式の譲渡の後に、会社の登記機関にて変更の登記を行わず、原株主がその名義の下にある株式を譲渡し、質入又は他の方式で処分した場合、譲り受けた株主が、株式に対して実質的権利を有することを理由に、持分処分行為の無効の確認の訴えを提起したときは、人民法院は物権法第百六条の規定に照らして処理することができる。

2 原株主による株式の処分は譲受株主に損失をもたらした場合、譲受株主が原株主に損害賠償の請求をし、遅滞なく変更登記を行わなかったことにつき過失のある取締役、上級経営管理職又は実質的支配者に対して責任を求めたときに、人民法院はこれを支持しなければならない。譲受株主には遅滞なく変更登記を行わなかったことにつき、過失があった場合、前述の取締役、上級経営管理職又は実質的支配者の責任を相応に軽減することができる。

第二十八条 他人の名義をなりすまして出資し、かつ、当該他人を株主として会社登記機関で登記された場合、他人の名義で登記を申請した者は相応する責任を負わなければならない。会社、他の株主又は会社の債権者は、出資義務の未履行を理由に、名義が詐称された株主に対して資本充実の責任又は弁済できない会社債務について賠償責任を求めたときに、人民法院はこれを支持しないものとする。

Ⅱ. 中華人民共和国会社法」の適用の若干の問題に関する規定（四）

法釈〔2017〕16号

（2016年12月5日に最高人民法院審判委員会第1702回会議において採択され、2017年8月25日に最高人民法院公告により公布され、2017年9月1日より施行された。）

中華人民共和国会社法を正確に適用するために、人民法院の裁判実務に合わせて、会社の決議の効力、株主の知る権利、利益配当請求権、先買権及び株主代表訴訟等に関する事件にあたり法の適用問題について次のとおり定める。

第一条 株主、取締役又は監査役等が株主会¹⁾、株主総会又は取締役会の議決の無効又は不成立を請求した場合、人民法院は法律によりその請求を受理しなければならない。

第二条 会社法第二十二条第二項により株主会、株主総会又は取締役会の決議取消しを請求する原告は、訴訟提起時に株主でなければならない。

2 会社法第二十二条に定められる株主会、株主総会又は取締役会の決議事項は法律又は行政法規に違反した場合、無効とする。

3 株主会、株主総会又は取締役会の招集手続、議決方法は法律、行政法規又は会社定款に違反し、又は決議事項は会社定款に違反した場合において、株主は議決を行った日より六十日以内にその取消しを人民法院に請求することができる。

4 株主が前項の規定により訴訟を提起した場合において、人民法院は会社の請求に応じてその株主に相応する担保を求めることができる。

5 会社は株主会、株主総会又は取締役会の決議に従って登記変更を完了した場合において、人民法院が当該決議の無効を判断し又は当該決議を取り消した後に、会社は登記機関に上の登記変更の取消しを申請しなければならない。

1) 中国会社法には二類型の会社が存在し、即ち、有限会社及び株式会社であり、有限会社の社員総会を株主会といい、株式会社の社員総会を株主総会という。

第三条 原告が株主会、株主総会又は取締役会の不成立、無効の確認又は決議取消しを求める訴えにおいて、会社を被告としなければならない。決議に関わるその他の利害関係者について、法律によりその者を第三者にすることができる。

2 一審の法廷弁論が終結するまでに、原告たる資格を有するほかの者は同様な訴訟請求事由で前項に定める訴訟の参加を申し出た場合において、その者を共同原告に追加することができる。

第四条 株主の株主会、株主総会又は取締役会の決議取消し請求は会社法第二十二條第二項規定に適合した場合において、人民法院はこれを支持しなければならない。但し、会議の招集手続又は議決方法に軽微な瑕疵があり、かつ決議に実質的な影響がない場合において、人民法院はこれを支持しないものとする。

第五条 株主会、株主総会又は取締役の決議が次に掲げ事由いずれかに該当し、当事者が決議の不成立を主張する場合において、人民法院はこれを支持しなければならない。

（一）会社が会議を招集していないが、会社法第三十七條第二項又は会社定款により株主会又は株主総会が招集されなくても直ちに決定することができ、かつ全株主が決定書面に署名、捺印をした場合

（二）会議において議決事項について決議をしていない場合

（三）会議に出席した人数又は保有している議決権は会社法又は会社定款に定める条件を満たしていない場合

（四）会議の議決結果は会社法又は会社定款に定める可決割合要件を満たしていない場合

（五）決議の不成立をもたらしたその他の場合

第六条 株主会、株主総会又は取締役会の決議が人民法院の判決により無効であると確認され、又は取り消された場合において、会社と善意の相手方との間で当該決議により形成された民事法律関係は、影響を受けないものとする。

第七条 株主は会社法第三十三條、第九十七條又は会社定款の規定により会社の特

定の書類の閲覧又は複製を請求した場合において、人民法院は法律によりこれを受理しなければならない。

2 前項に定める原告が訴訟を提起したときに株主の資格を有していないことを証明する証拠を会社が有している場合において、人民法院は、訴えを却下しなければならない。但し、原告が株式を保有している期間においてその適法な權益が損害を受けたことを証明する一応の証拠を原告が有している場合において、法律によりその株式保有している期間における会社の特定の書類の閲覧又は複製を請求した場合を除く。

第八条 株主が次に掲げる事由のいずれかに該当することを証明する証拠を有限会社が有している場合において、人民法院は、株主が会社法第十三条第二項に定める「不正な目的」を有していると認定しなければならない。

(一) 株主が自ら経営し、又は他人のために経営している業務は会社の主たる業務と実質的な競業関係を有している場合。但し、会社定款に別段の定めがある場合又は全株主の間に別途約定がある場合を除く。

(二) 株主が他人に関係情報を知らせるために会社の会計帳簿を閲覧し、会社の適法的な利益に損害を与える恐れがある場合

(三) 株主が会社に閲覧請求をした日までの三年間会社の会計帳簿の閲覧を通じて他人に関係情報を知らせて会社の適法な利益に損害を与えたことがある場合

(四) 株主が不正の目的を有するその他の事由

第九条 会社法第三十三条、第九十七条に定める株主の会社の書類閲覧又は複製権利は、会社定款又は株主間の合意等によって実質的に剥奪され、会社がこれを理由に株主の閲覧又は複製謄写請求を拒んだ場合において、人民法院はこれを支持しないものとする。

第十条 人民法院は、株主が会社の特定書類の閲覧又は複製に関わる事件を審理する際に、原告の訴訟請求を支持する場合に、会社の特定書類を閲覧し又は複製した日時、場所又は特定の書類のリストを判決において明らかにしなければならない。

2 株主が効力を生じた人民法院の判決により会社の書類を閲覧する場合において、

「中華人民共和國会社法」の適用の若干の問題に関する規定（三）及び（四）

当該株主の立会いの下で、会計士、弁護士等、法令又は業務執行規則により守秘義務を負う仲介機構の担当者が補助しながら行うことができる。

第十一条 株主が知る権利を行使した後に会社の商業秘密を漏洩した結果として会社の適法な権利が損害を被った場合において、会社が当該株主に損害賠償を請求したときに、人民法院はこれを支持しなければならない。

2 本規定第十条により株主を補助して会社の書類閲覧を行った会計士、弁護士等が会社の商業秘密を漏洩し、会社の適法な利益に損害を与えたことについて、会社がその者に損害賠償を請求した場合において、人民法院はこれを支持しなければならない。

第十二条 会社の取締役、上級経営管理職等が法律により職責を履行しなかった結果として、会社が会社法第三十三条又は第九十七条に定める会社の書類を作成し、又は保管できなかったことにより、株主に損害を与えた場合において、株主が法律により相応の責任を負う取締役又は上級経営管理職に民事賠償責任を請求した場合において、人民法院はこれを支持しなければならない。

第十三条 株主が会社に利益配当を請求する事件において、会社を被告としなければならない。

2 一審の法廷弁論が終結する前に、その他の株主は同一の配当案に基づいて利益の配当を請求し、且つ訴訟の参加を請求した場合には、共同原告に追加しなければならない。

第十四条 株主が具体的な配当案を明記された株主会又は株主総会の有効な決議をもって会社に利益の配当を請求した場合において、会社が利益の配当を拒み、かつ、決議を執行できないことに関する抗弁の理由が成立しないときは、人民法院は、会社が決議に明らかにされた具体的な配当案に従って株主に利益を配当する旨の判決を下さなければならない。

第十五条 株主が具体的な利益配当案の明記された株主会又は株主総会決議を提出

せずに会社に利益配当を請求した場合において、人民法院はその訴訟請求を退けなければならない。但し、法律規定に違反して株主の権利を濫用したことにより、会社が利益を配当せずに他の株主に損害を与えた場合を除く。

第十六条 有限会社の自然人株主に、相続による変更が生じた場合において、その他の株主が会社法第七十一条第三項の規定により先買権の行使を主張したときに、人民法院はこれを支持しないものとする。但し、会社定款に別段定めがある場合又は全株主の間に別途約定がある場合を除く。

第十七条 有限会社の株主は、株主以外の者に持分を譲渡する場合には、その持分譲渡に係る事項を書面又はその他受領確認のできる合理的な方式により、その他の株主に通知してその同意を求めなければならない。その他の株主の半数以上が譲渡に同意せず、同意しなかった株主が買取りをしない場合において、人民法院は、譲渡に同意したものと見做すと認定しなければならない。

2 株主の同意を受けて譲渡される持分について、持分譲渡の同等の条件を譲渡株主は書面又はその他受領確認のできる合理的な方式によりその他の株主に通知すべきであるとその他の株主が主張したときに、人民法院はこれを支持しなければならない。

3 株主の同意を受けて譲渡される持分について、同等の条件で、譲渡株主以外の他の株主が優先買取を主張したときに、人民法院はこれ支持しなければならない。但し、譲渡株主が本規定第二十条の規定により譲渡を取りやめた場合を除く。

第十八条 人民法院は、会社法第七十一条第三項の規定及び本規定に定める「同等の条件」に適合するか否かを判断する際に、譲渡持分の数、価格、支払方式及び期間等の要素を考慮しなければならない。

第十九条 有限会社の株主は譲渡の持分を優先に買い取ることを主張する場合、通知を受け取った後に、会社定款に定める行使期間内に買取請求を提起しなければならない。会社定款に行使期間が定められていない場合又は定めが不明確である場合に、通知により確定された期間を基準とする。通知により確定された期間が三十日

「中華人民共和國会社法」の適用の若干の問題に関する規定（三）及び（四）

より短い場合又は行使期間が明確でない場合には、行使期間は三十日とする。

第二十条 有限会社における持分譲渡株主は、その他の株主が優先買取を主張した後に持分の譲渡に同意しないこととなった場合に、その他の株主の優先買取権の主張について、人民法院はこれを支持しないものとする。但し、会社定款に別段の定めがある場合又は全株主の間に別途約定がある場合を除く。その他の株主が譲渡株主に求めた損害賠償の主張は合理的である場合には、人民法院はこれを支持しなければならない。

第二十一条 有限会社の株主が株主以外の者に持分を譲渡する場合において、その持分の譲渡に係る事項についてその他の株主に意見を求めておらず、又は詐欺、悪意による通謀等の手段でその他の株主の先買権に損害を与えたとき、その他の株主が同等の条件で当該譲渡持分の買取を主張したときに、人民法院はこれを支持しなければならない。但し、その他の株主が先買権の行使に係る同等の条件を知り或いは知るべきであった日から三十日以内に主張をしなかった場合、又は持分の変更登記をした日より一年を超えている場合を除く。

2 前項に定めるその他の株主が持分譲渡契約及び持分変動の効力等の確認請求のみを提起し、譲渡持分の同等の条件により買取を同時に主張していない場合において、人民法院はこれを支持しないものとする。但し、その他の株主が自らの原因によらず先買権を行使することができなくなり、損害賠償を請求した場合を除く。

3 株主以外の持分譲受人は、株主が先買権を行使することにより契約の目的を達成することができなくなった場合には、法律により譲渡株主に相応の民事責任を求めることができる。

第二十二条 競売を通じて株主以外の者に有限会社の持分権を譲渡する場合において、会社法第七十一条第二項、第三項又は第七十二条に定める「書面通知」、「通知」、「同等の条件」を適用するときは、関連の法令又は司法解釈に従って確定する。

2 法律により設立した財産権取引所において、有限会社の国有持分を譲渡する場合において、会社法第七十一条第二項、第三項又は第七十二条に定める「書面通知」、「通知」、「同等の条件」を適用するときは、財産権取引所の取引規則を参照すること

ができる。

第二十三条 監査役会又は監査役会を設置しない有限会社の監査役は、会社法第百五十一条第一項の規定により取締役又は上級経営管理職に対して訴訟を提起する場合、会社を原告としなければならない、法律により監査役会の主席又は監査役会を設置しない有限会社の監査役は会社を代表して訴訟を行う。

2 取締役会又は取締役会を設置しない有限会社の執行取締役は、会社法第百五十一条第一項の規定により監査役に対して訴訟を提起する場合、又は会社法第百五十一条第三項の規定により他人に訴訟を提起する場合において、会社を原告としなければならない、法律により取締役会長又は執行取締役が会社を代表して訴訟を行う。

第二十四条 会社法第百五十一条第一項に定める要件を満たした株主は、会社法第百五十一条第二項、第三項の規定により、取締役、監査役、上級経営管理職又は他人に対して訴訟を提起した場合において、会社を第三者に追加して訴訟に参加させなければならない。

2 一審法廷弁論が終結する前に、会社法第百五十一条第一項に定める要件を満たしているその他の株主は、同様の訴訟請求で訴訟参加を申請する場合において、共同原告に追加しなければならない。

第二十五条 株主は、会社法第百五十一条第二項、第三項の規定により訴訟を直接に提起した事件について、勝訴の利益は会社に帰属する。株主が自身に対して直接民事責任を負担するよう被告に請求する場合において、人民法院はこれを支持しない。

第二十六条 株主は、会社法第百五十一条第二項、第三項の規定により訴訟を直接に提起した事件について、その訴訟請求の一部又は全部が人民法院の支持を得た場合には、会社は、株主が訴訟に参加するために支払った合理的な費用を負担しなければならない。

第二十七条 本規定は、2017年9月1日より施行する。

「中華人民共和国会社法」の適用の若干の問題に関する規定（三）及び（四）

2 本規定の施行後に最終審が終結していない事件には本規定を適用する。本規定の施行前にすでに最終審が終わった事件又は裁判監督手続を適用した再審事件には本規定を適用しない。

（本稿は、青山学院大学判例研究所 2017 年度研究プロジェクト「中国最高人民法院による会社法司法解釈および重要会社判例に関する調査研究」による研究成果である。）